

第 52 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月20日（木曜日）午前10時
（当日受付（入場）は午前9時より開始いたします。）

開催場所

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー
パークハイアット東京
39階 ボールルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

議案 剰余金処分の件

ふやしたいのは
笑顔です。

Our Vision

～経営理念～

毛髪コンサルタントを使命とし、お客様に満足頂ける毛髪文化を創造します。

よりポジティブな生き方、より美しく輝きのあるライフスタイルを提唱します。

グローバル・ネットワークで、最高の品質と最良のサービスを提供します。

広く社会から信頼される経営を通して、常に豊かで潤いのある未来を築いていきます。

ごあいさつ



代表取締役会長兼社長

五十嵐 祥剛

平素より格別のご支援ならびにご高配を賜り誠にありがとうございます。

当社第52回定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますので、ぜひともご出席くださいますようお願い申し上げます。

さて、2018年度(2019年3月期)の国内経済は、各地で記録的な豪雨や台風、地震などの災害が相次ぎましたが、企業収益や雇用環境の改善を背景として、消費動向は緩やかながら拡大傾向で推移いたしました。

今後も高齢化社会の進展や女性の労働市場の拡大などにより、毛髪関連商品等の潜在的な需要は緩やかながらも拡大していくものと考えられますが、隣接業界を含め新規参入企業が引き続き増加しているため、当社を取り巻く競合関係はさらに厳しさを増していくものと推察しています。

こうした環境下、本年度もアートネイチャーグループの総力を挙げ、「ふやしたいのは笑顔です。」をモットーに、お客様のニーズに応えた最高品質の商品と最良のサービスを提供し、業績拡大に取り組み、日々業務に邁進してまいります。

株主の皆様には、引き続きより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

アートネイチャーREBORNプラン

ARTNATURE *Re*BORN PLAN

① > お客様満足

お客様満足の向上に注力し「アートネイチャーの真のファン」の数を増やすと共に、お客様担当制の徹底でさらなるお客様の定着化を図り、安定的な成長を目指します。

② > 体制革新

当社グループの収益構造を見直し、あらゆる無駄を徹底的にそぎ落とすことで、固定費を圧縮して、効率的かつ効果的な収益体制を実現します。

③ > 人財育成

社員一人ひとりが「アートネイチャーの代表」として各業務のエキスパートとなるために、教育研修制度の確立と自己研鑽を支援する仕組みを構築して、人財育成の充実を図ります。

④ > 従業員満足

従業員一人ひとりが生き生きと働き、最大限のパフォーマンスを発揮させることで、社内の一体感を醸成し、従業員の働きがいを増大させて、会社の発展へ繋げていきます。

目次

■ 招集ご通知	3
■ 議決権行使のご案内	5
インターネットによる議決権行使のご案内	6
■ 株主総会参考書類	7
■ 議案	7
■ 剰余金処分の件	7
■ 提供書面	8
■ 事業報告	8
■ 1 企業集団の現況に関する事項	8
■ 2 会社の現況	17
■ 連結計算書類	34
■ 計算書類	37
■ 監査報告書	40

証券コード 7823

2019年5月31日

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木三丁目40番7号

株式会社アートネイチャー

代表取締役会長兼社長 五十嵐 祥剛

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2019年6月19日（水曜日）午後6時30分までに**議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁から6頁までに記載の内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月20日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー パークハイアット東京 39階 ボールルーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第52期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第52期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 議案 剰余金処分の件
4. 招集にあたっての取締役会のその他の決定事項
- (1) 代理人による議決権行使
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、議決権行使書用紙、代理権を証明する書面に押印された印鑑証明書またはパスポート、運転免許証もしくは各種健康保険証の写しその他の株主様ご本人を確認できる資料とともに代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使に際してのご通知方法
株主様がその有する議決権を統一しないで行使される場合には、株主総会の日の3日前までに、当社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を書面によりご通知ください。
- (3) 議決権の重複行使
- ①書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。
 - ②インターネットによる議決権行使により重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効いたします。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。なお当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社のウェブサイト（URL <https://www.artnature.co.jp>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・連結注記表
- ・個別注記表

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト（URL <https://www.artnature.co.jp>）に掲載させていただきます。

○ 議決権の行使等についてのご案内

株主総会へ出席する場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)

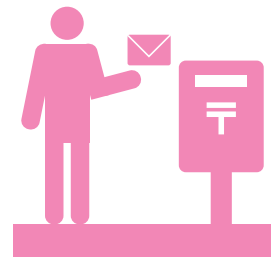
開催日時 2019年6月20日(木曜日) 午前10時



「議決権行使書」を郵送する場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するようご返送ください。)

行使期限 2019年6月19日(水曜日) 午後6時30分到着分まで



インターネットによる議決権行使の場合

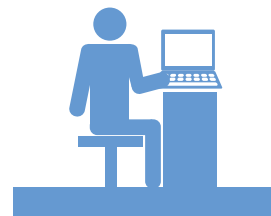
議決権行使サイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

行使期限 2019年6月19日(水曜日) 午後6時30分まで



インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URLをご参照ください。）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインいただき、画面の案内に従ってご入力ください。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、本総会に関してのみ有効です。
次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。
- (3) 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- (4) インターネットによる議決権行使により複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- (5) インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスしてください。
- (2) 議決権行使コード及びパスワードにてログインしてください。
なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。
議決権行使コード及びパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- (3) 画面の案内に従い、2019年6月19日（水曜日）午後6時30分までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

3. ご利用推奨環境について

「議決権行使ウェブサイト」は、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. セキュリティについて

行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化通信（SHA-2）を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. お問い合わせ先について

- (1) **インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先**
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 0120-768-524（フリーダイヤル）（受付時間 午前9時から午後9時まで 土日祝日を除く）
- (2) **上記（1）以外の住所変更等に関するお問い合わせ先**
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）（受付時間 午前9時から午後5時まで 土日祝日を除く）

○ 株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、財務体質の強化、及び将来の事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、株主の皆様への安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

第52期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、当期の経営成績等を総合的に勘案した上で、普通配当14円を実施いたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円

なお、この場合の配当総額は461,387,654円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

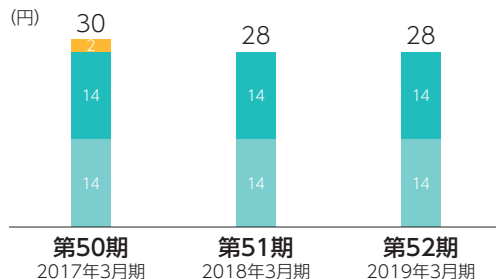
2019年6月21日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

ご参考 配当金の推移

■ 中間配当 ■ 期末配当 ■ 50周年記念配当



以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

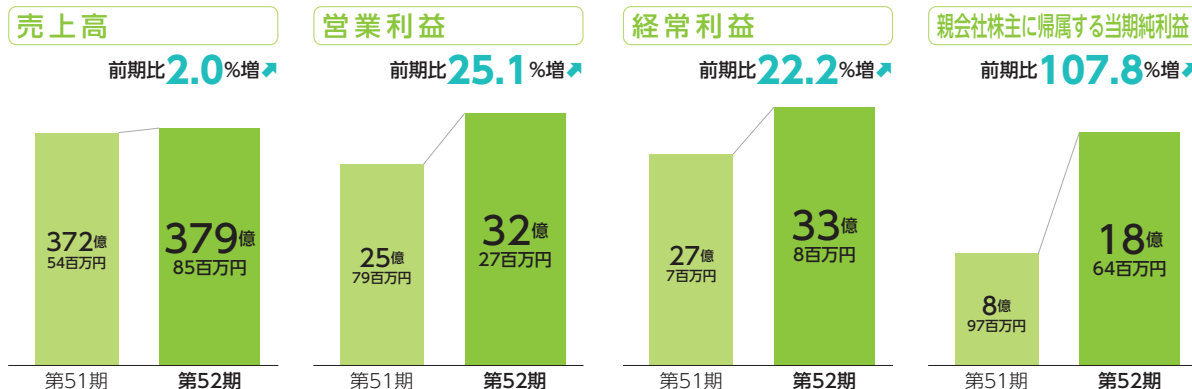
① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内における企業収益の改善、雇用環境の改善が続き、消費動向も緩やかながら拡大傾向で推移しましたが、各地での記録的な豪雨や台風、地震などの災害が相次いだことや米中の貿易摩擦の動向による世界経済の不確実性など先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社では2018年3月期を初年度とする「アートネイチャーREBORNプラン」の実現に向けて「お客様満足」、「体制革新」、「人財育成」、「従業員満足」の「4つのこだわり」を必ず実現させるべく「4つの実現」に進化させ、各種諸施策を実行してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、379億85百万円(前連結会計年度比2.0%増)となりました。売上高の増加、経費の効率的な使用により営業利益は32億27百万円(同25.1%増)、経常利益は33億8百万円(同22.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は18億64百万円(同107.8%増)となりました。

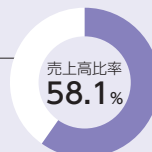
(注) 本事業報告において、「当社グループ」とは、会社法施行規則第120条第2項に用いられている「企業集団」を意味するものとします。



なお、セグメント別の売上高は次のとおりです。

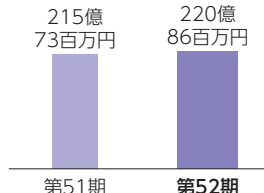
男性向け売上高

売上高 **220**億86百万円 (2.4%増 ↗)



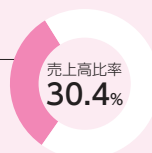
お客様担当制強化によるお客様の定着推進、お客様満足度向上に向けた販売スタッフの技術力・接客力の強化等、営業基盤の整備強化が進んだことにより、リピート売上が増加したため220億86百万円(前連結会計年度比2.4%増)となりました。

売上高の推移



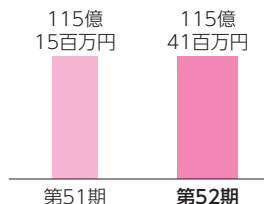
女性向け売上高

売上高 **115**億41百万円 (0.2%増 ↗)



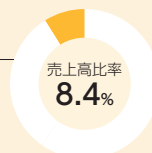
展示試着会の効率的かつ効果的な開催、販売スタッフの技術・接客・商品提案力などのスキル強化、長期的かつ継続的にお客様とのつながりを持てる体制づくり等の諸施策を実施し、リピート売上が増加したため115億41百万円(同0.2%増)となりました。

売上高の推移



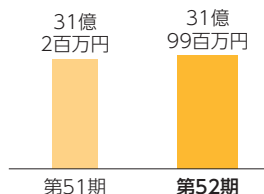
女性向け既製品売上高

売上高 **31**億99百万円 (3.1%増 ↗)



女性向け既製品ウィッグを販売する「ジュリア・オージェ」の売上高については、店舗毎のきめ細かなプロモーション、販売スタッフの技術・接客・商品提案力などのスキル強化等の諸施策を実施するとともに10周年キャンペーンが奏功し、既存店舗の売上高が増加し31億99百万円(同3.1%増)となりました。

売上高の推移



② 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、本契約に基づく資金調達及び上記以外の資金調達は行っておりません。

③ 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は13億90百万円で、その主なものは次のとおりです。

イ 当連結会計年度中に購入または完成した主要設備

新規出店 3店舗

(川越LS、東大阪LS、高知LS)

既存店舗の移転 11店舗

(北上店、川越店、千葉店、千葉LS、銀座店、東大阪店、
神戸LS、宇治店、宇治LS、鳥取店、高知店)

(注) LSは、「レディースサロン」をいいます。

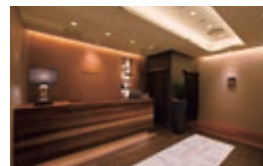
上記以外に別形態店舗（ジュリア・オージェ 1店舗（イオンモール津南店）、
アングス病院内サロン 2店舗（奈良県立医科大学附属病院店、いわき市医療
センター店））を出店しております。

ロ 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設

該当事項はありません。

ハ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。



④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

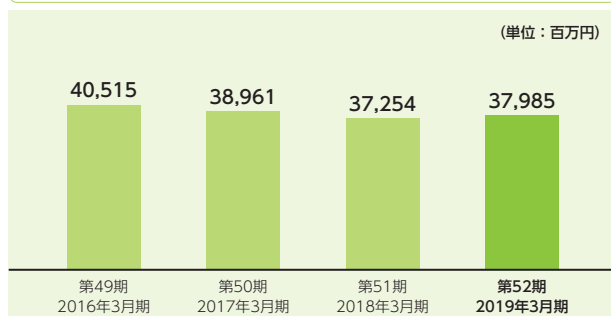
区 分	第49期 2015年度	第50期 2016年度	第51期 2017年度	第52期 2018年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	40,515	38,961	37,254	37,985
営業利益 (百万円)	3,457	2,816	2,579	3,227
経常利益 (百万円)	3,456	2,923	2,707	3,308
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,731	1,394	897	1,864
1株当たり当期純利益	52円37銭	42円09銭	27円17銭	57円23銭
総資産 (百万円)	40,734	41,729	40,888	42,971
純資産 (百万円)	23,653	24,432	24,021	24,767
1株当たり純資産額	712円77銭	736円09銭	731円51銭	757円39銭

② 当社の財産及び損益の状況の推移

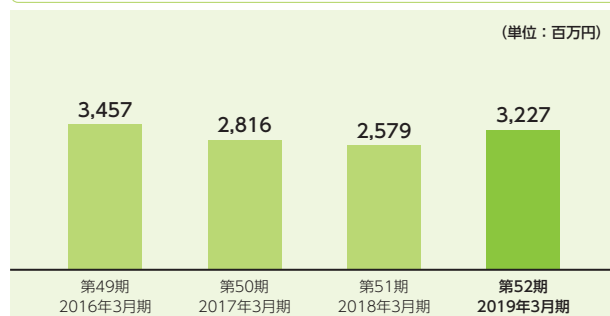
区 分	第49期 2015年度	第50期 2016年度	第51期 2017年度	第52期 2018年度 (当期)
売上高 (百万円)	40,214	38,743	37,047	37,760
営業利益 (百万円)	3,936	3,188	2,808	3,190
経常利益 (百万円)	3,742	2,984	2,751	3,265
当期純利益 (百万円)	1,837	1,184	483	1,875
1株当たり当期純利益	55円56銭	35円74銭	14円65銭	57円57銭
総資産 (百万円)	40,350	41,214	40,056	42,174
純資産 (百万円)	24,024	24,644	23,856	24,716
1株当たり純資産額	724円38銭	742円88銭	726円86銭	756円22銭

連結財務ハイライト

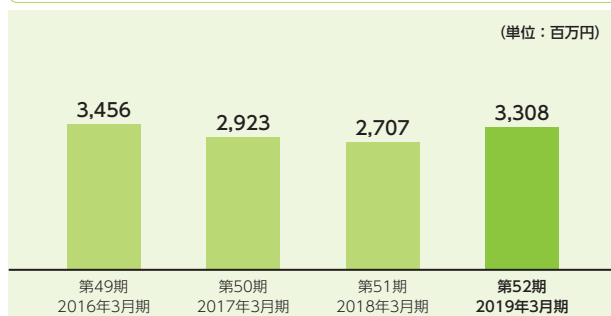
売上高



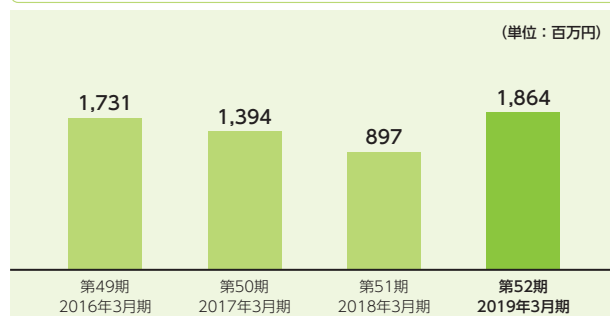
営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
ARTNATURE PHILIPPINES INC.	90,000,000 フィリピン・ペソ	100.0%	かつらの製造
ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC.	260,000,000 フィリピン・ペソ	100.0%	かつらの製造
アイトゥリーファ 瓊特丽友（上海）貿易有限公司	61,000,000 中国・人民元	100.0%	毛髪関連製品の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する国内毛髪関連市場は、高齢化社会の進展、定年延長、女性労働の活性化、アンチエイジング志向の高まりなどにより需要の拡大が見込める一方で、毛髪業界のみならず、隣接業界との競合関係も厳しさを増していくものと推察されます。こうした環境下において、安定的な成長と企業価値の向上を目指すべく以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

第一に、国内外の市場において、お客様の数を増やすことです。当社はおお客様のニーズに応えた最高の品質の製品と最良のサービスを開発し、定期的に市場投入すると同時に、お客様に対してより効果的な反響が得られるような広告宣伝を工夫し、需要の掘り起こしを図ってまいります。メンズ及びレディース部門では、お客様満足の向上に注力し「アートネイチャーの真のファン」の数を増やすと共に、お客様の定着化に向けた施策を実践することで、安定的な成長を目指します。女性向け既製品ウィッグ(ジュリア・オージェ)部門は10周年を迎えましたが、女性向け営業体制の一本化によるレディース部門との連携強化と、お客様一人ひとりに合った提案を徹底することで、業績の拡大を目指します。理容備品販売においても、新商品の投入により商品ラインアップを増やし、商品を拡充すると共に、当社商品を取り扱うECサイトを増やす等、販路を拡大することで、業績拡大を目指します。海外市場においては、中国、シンガポール、タイ、マレーシアにおける当社ブランドの浸透と、地域に根差した販売施策によって潜在需要の掘り起こしを行い、業容の拡大に取組みます。

第二に、当社グループをより収益が生み出せる体制へ転換することです。当社グループの収益構造を見直し、あらゆる無駄を徹底的にそぎ落とすことで、固定費を圧縮し、損益分岐点を引き下げ、効率的かつ効果的な収益体制を実現してまいります。また、ペーパーレス化やシステム化等により効率化や合理化を進め、生産性を向上させてまいります。併せて、新領域の事業に踏み出してまいります。

第三に、多岐に亘るお客様ニーズへの対応力の引き上げです。当社では、正社員の約8割に当たる1,899名(2019年3月31日現在)が理容師または美容師の資格保有者です。これらの従業員の「技術力」「接客力」「商品提案力」といった基礎能力を引き上げ、お客様ニーズを満たし、お客様の信頼や満足度を高めていくことを目指してまいります。営業部門以外の従業員についても各分野のエキスパートになるために、教育研修制度の確立と自己研鑽を支援する仕組みを構築して、人材育成の充実を図ります。

第四に、高水準の人財を安定的に確保することです。当社では社員一人ひとりが生き生きと働いて、最大限のパフォーマンスを発揮できるように様々な施策を講じています。女性活躍推進法に基づく優良企業として「えるぼし」の認定を取得するなど、ダイバーシティマネジメントを推進しております。また、「働き方改革」の中での長時間労働の撲滅や仕事と家庭の両立を支援する仕組み等のワークライフ・バランスを重視するとともに、健康経営を積極的に推進しております。今後も様々な施策を実践していくことで、従業員との一体感を醸成し、より働き甲斐のある職場を作ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

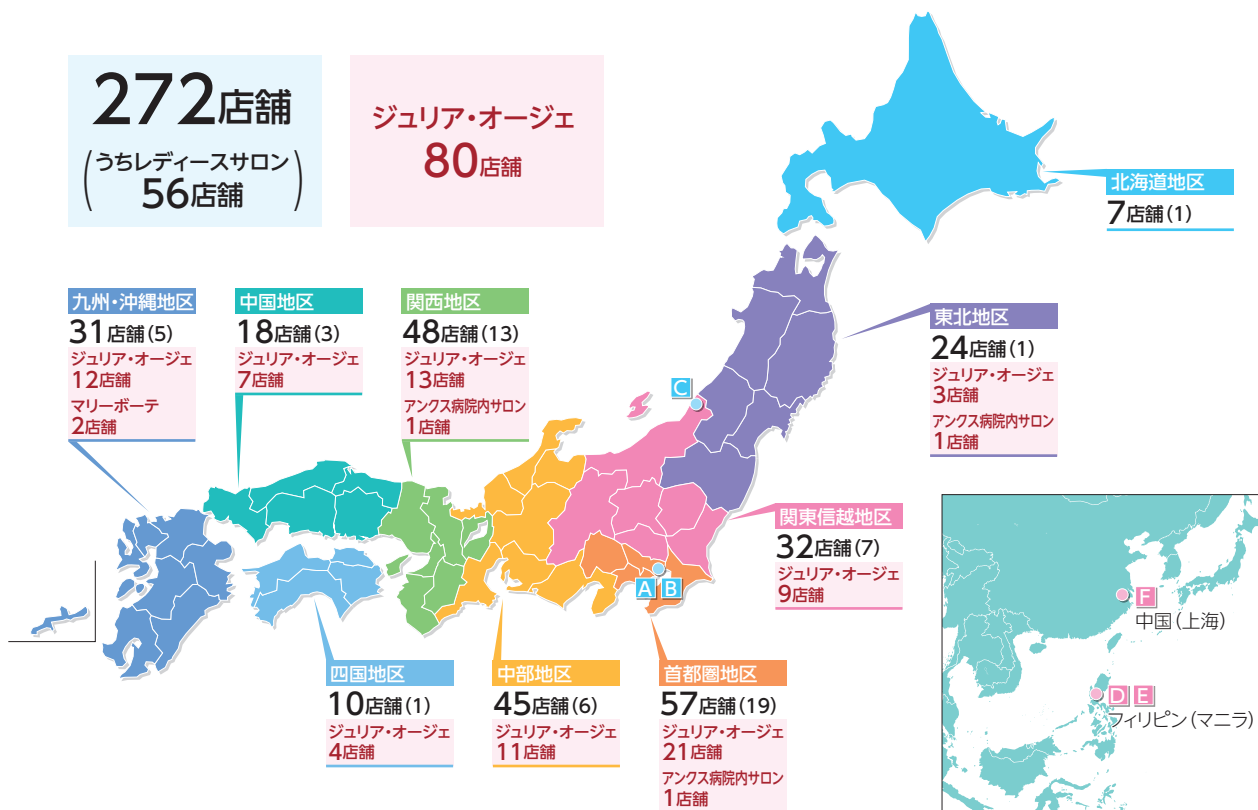
当社グループの主要事業は、毛髪関連製品の製造・販売及びサービスの提供であり、主要商品・サービスは次のとおりです。

オーダーメイドかつら	レクアプレミアム、HFL（ヘア・フォーライフ）、アートセラ、パフィール モアリッチ、パフィール ふわり
増毛	WRP（ワープ）、MRPコントロールシステム、ビューティーアップ
育毛ケア	LABOMO 4シーズンズプログラムホームケアセット、LABOMO 美髪プログラムホームケアセット
育毛サービス	LABOMO 4シーズンズプログラム、LABOMO 美髪プログラム
理容備品	LABOMO ヘアカラートリートメント、アートミクロンシリーズ
既製品ウィッグ	ジュリア・オージェ、さらら、レフィア、ANCS（アックス）



(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

- 当社
 - 本社 東京都渋谷区代々木三丁目40番7号 A
 - AN第2別館 (東京都渋谷区) B
 - 商品物流センター (新潟県村上市) C
- 子会社
 - フィリピン
 - ARTNATURE PHILIPPINES INC. D
 - ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC. E
 - 中国
 - アイトゥリーファ 瓊特丽友 (上海) 貿易有限公司 F



(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業部門の名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
毛髪関連事業	3,330人	269人増
全社（共通）	189人	1人減
合計	3,519人	268人増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除く）であり、上記従業員の他に、臨時従業員（パートタイマー、派遣社員、契約社員、嘱託社員を含む）686人（期中平均人員）を雇用しております。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,308人	6人減	41.2歳	10年3ヶ月

- (注) 従業員数は、就業人員（当社から当社外への出向者を除く）であり、上記従業員の他に、臨時従業員（パートタイマー、派遣社員、契約社員、嘱託社員を含む）251人（期中平均人員）を雇用しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	200百万円
株式会社三井住友銀行	198百万円

○ 2 会社の現況 (2019年3月31日現在)

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 110,880,000株
- ② 発行済株式の総数 34,393,200株 (自己株式1,436,939株を含む)
- ③ 株主数 6,117名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
五 十 嵐 祥 剛	6,166,940 株	18.7 %
有 限 会 社 ア イ ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	3,302,000	10.0
塚 本 武	2,550,600	7.7
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,581,127	4.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,086,800	3.2
五 十 嵐 啓 介	989,200	3.0
石 井 英 昭	979,900	2.9
ア ー ト ネ イ チ ャ ー 社 員 持 株 会	720,535	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	612,300	1.8
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	511,600	1.5

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,436,939株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
なお、自己株式1,436,939株には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式402,800株は含まれておりません。
3. 大株主について、(株)アートネイチャーとして実質所有を確認できた五十嵐啓介の所有株式数については、信託財産等を合算(名寄せ)して表示していますが、その他については、株主名簿の記載通りに記載しています。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日	2012年6月21日	2017年6月22日	2018年6月21日
新株予約権の数	780個	657個	705個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 156,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 65,700株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 70,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権1個当たり 62,000円 (1株当たり 620円) (注2)	新株予約権1個当たり 59,300円 (1株当たり 593円) (注2)
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間	2014年8月2日から 2022年7月31日まで	2017年7月8日から 2067年7月7日まで	2018年7月7日から 2068年7月6日まで
行使の条件	(注1)	(注3)	(注3)
役員の 保有状況	取締役 新株予約権の数 85個 目的となる株式数 17,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 657個 目的となる株式数 65,700株 保有者数 7名	新株予約権の数 705個 目的となる株式数 70,500株 保有者数 7名

(注1) 1.新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとします。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

2.新株予約権者が死亡した場合は、相続人による新株予約権の行使は認められないものとします。ただし、新株予約権者が業務上の災害等で死亡した場合は、新株予約権の相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

3.2014年11月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(注2) 上記の払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。

(注3) 1.新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。

2.新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況

(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	五十嵐 祥 剛	ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC. 取締役会長 ARTNATURE LANDHOLDING PHILIPPINES INC. 取締役会長 アイトゥリーフ 瓊特丽友 (上海) 貿易有限公司 董事長 ARTNATURE SINGAPORE PTE. LTD. 取締役会長 ARTNATURE MALAYSIA SDN. BHD. 取締役会長 ARTNATURE (THAILAND) CO.,LTD. 取締役会長
専 務 取 締 役	森 安 寿 一	上席執行役員営業本部長 営業本部 主担当 (メンズ担当)
常 務 取 締 役	五十嵐 啓 介	営業本部 副担当 (西日本強化担当) 有限会社アイ・コーポレーション 代表取締役社長
常 務 取 締 役	内 藤 功	管理本部・経営企画部・コンプライアンス統括室、海外事業担当 アイトゥリーフ 瓊特丽友 (上海) 貿易有限公司 董事 ARTNATURE SINGAPORE PTE. LTD. 取締役 ARTNATURE MALAYSIA SDN. BHD. 取締役 ARTNATURE (THAILAND) CO.,LTD. 取締役
常 務 取 締 役	川 田 孝 志	上席執行役員営業本部 副本部長 営業本部 副担当 (企画・レディース担当、外販商品営業部担当) 株式会社AN友の会 代表取締役社長
取 締 役	川 添 久 幸	上席執行役員生産本部長 生産本部 担当 ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC. 取締役社長 ARTNATURE LANDHOLDING PHILIPPINES INC. 取締役副会長
取 締 役	佐 竹 圭 介	上席執行役員営業本部 副本部長 営業本部 副担当 (マーケティング推進部担当) 株式会社アート三川屋 取締役
取 締 役	社外取締役 長 尾 二 郎 独立役員	左門町法律事務所 弁護士
取 締 役	社外取締役 小橋川 保 子 独立役員	みかさ監査法人 公認会計士 JK & CREW 税理士法人 公認会計士

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	松島 俊一	
常勤監査役	小林 芳雄	
監査役	社外監査役 独立役員 長谷川 裕昭	税理士法人長谷川共同会計事務所代表社員
監査役	社外監査役 独立役員 檜山 聡	ぎっかわ総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役 長尾 二郎及び小橋川 保子は、社外取締役であります。
 2. 監査役 長谷川 裕昭及び檜山 聡は、社外監査役であります。
 3. 監査役 長谷川 裕昭は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役 長尾 二郎及び小橋川 保子ならびに監査役 長谷川 裕昭及び檜山 聡を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当社と取締役 長尾 二郎、小橋川 保子、監査役 松島 俊一、小林 芳雄、長谷川 裕昭、檜山 聡は会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
佐野 真	2018年6月21日	任期満了	監査役
長谷川 恭 昭	2018年6月21日	任期満了	監査役

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額 (千円)
取 締 役 (内 社 外 取 締 役)	9人 (2人)	370,960 (10,560)
監 査 役 (内 社 外 監 査 役)	6人 (4人)	45,146 (11,066)
合 計 (内 社 外 役 員)	15人 (6人)	416,106 (21,626)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2012年6月21日開催の第45回定時株主総会において年額700百万円以内と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬額は、2006年6月29日開催の第39回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
 3. 上記の報酬等の額には、当事業年度における取締役7名に対する役員賞与引当金の繰入額132百万円が含まれております。
 4. 上記の報酬等の額とは別に、当事業年度における取締役7名に対する株式報酬型ストックオプションによる報酬額41百万円を計上しております。
 5. 上記の報酬等の額にグループ会社役員兼務の取締役に対するグループ会社からの当事業年度の役員報酬等を加えた取締役への支払総額は374百万円となります。
 なお、グループ会社からの退職慰労金はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ 社外取締役に関する事項

取締役 長尾 二郎

- (ア) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (イ) 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ウ) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）との親族関係
当社の知りうる限り、当社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）の三親等以内の親族等であったことはありません。
- (エ) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の16回の取締役会の内、16回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適時適切な質問、助言を行うなど、独立した立場からの監督を十分に行っております。
- (オ) 責任限定契約の内容の概要
社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合について、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと同契約で規定されております。
- (カ) 当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

取締役 小橋川 保子

- (ア) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (イ) 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ウ) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）との親族関係
当社の知りうる限り、当社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）の三親等以内の親族等であったことはありません。
- (エ) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の16回の取締役会の内、16回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適時適切な質問、助言を行うなど、独立した立場からの監督を十分に行っております。
- (オ) 責任限定契約の内容の概要
社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合について、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと同契約で規定されております。
- (カ) 当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

□ 社外監査役に関する事項

監査役 長谷川 裕昭

- (ア) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (イ) 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ウ) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）との親族関係
当社の知りうる限り、当社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）の三親等以内の親族等であったことはありません。
- (エ) 当事業年度における主な活動状況
2018年6月21日就任以降、当事業年度開催の11回の取締役会、及び10回の監査役会のいずれも全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適時適切な質問、助言を行うなど独立の立場から経営を監視し、監査機能を十分に担っております。
- (オ) 責任限定契約の内容の概要
社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合について、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと同契約で規定されております。
- (カ) 当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

監査役 檜山 聡

- (ア) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (イ) 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ウ) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）との親族関係
当社の知りうる限り、当社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）の三親等以内の親族等であったことはありません。
- (エ) 当事業年度における主な活動状況
2018年6月21日就任以降、当事業年度開催の11回の取締役会、及び10回の監査役会のいずれも全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適時適切に質問、助言を行うなど独立の立場から経営を監視し、監査機能を十分に担っております。
- (オ) 責任限定契約の内容の概要
社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合について、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと同契約で規定されております。
- (カ) 当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	40,000
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	40,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社ARTNATURE PHILIPPINES INC.及びARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC.の会計監査はSYCIP GORRES VELAYO & CO.が、^{アイトゥリーフ}瓊特麗友(上海)貿易有限公司の会計監査は、上海銘瑞会計師事務所有限公司が行っております。

③ 会計監査人の報酬等に対して監査役会等が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び監査報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任の検討をし、解任が妥当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制の構築を目的として、2006年5月15日開催の取締役会の決議で内部統制基本方針を制定しました。その後当社の内部統制の体制構築・運用状況に応じて定期的に見直しを行っております。直近では2015年10月15日開催の取締役会の決議で下記の内容に改定いたしました。

その内容及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【基本方針の内容】

- イ 当社の取締役の職務執行は、法令及び「取締役会規程」に従い取締役会が監督するとともに、法令に従い監査役が監査を行い、監査報告書を作成する。
- ロ コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンスに関する基本規程」及び「アートネイチャーグループの行動規範」を制定し、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ハ 上記の徹底を図るため、コンプライアンス統括室を設け、当社及びグループ会社のコンプライアンスに対する取組みを横断的に統括することとし、当社の取締役及び使用人に対する教育を行う。
- ニ 監査部は、業務の執行が法令、定款、及び社内規程等に則って適正に行われているかを監査するとともに、コンプライアンス統括室と連携のうえ、当社及びグループ会社のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ホ 当社の取締役及び使用人が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合、内部通報制度を通じて、コンプライアンス統括室又は社外の弁護士に直接報告できる体制を整える。行為の重大性に依りてコンプライアンス統括室又は取締役会の指示した関連部署が再発防止策を策定して、全社的にその内容を周知徹底するものとする。

【運用状況の概要】

- イ 2018年度は取締役会を16回開催し、50件の付議案件について審議・決定をしたほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行について66件の報告を受けました。また、その他に4件の付議案件について、書面にて決議をしました。
- ロ 国内だけでなく、海外子会社の社員に対して、現地言葉に訳した「アートネイチャーグループの行動規範」を配布し、法令遵守及び社会倫理の遵守を徹底しています。
- ハ 実施・遵守状況についてはコンプライアンス監査時及び半期末毎にコンプライアンス・リーダー（本社部署責任者、店舗責任者、ブロック長、グループリーダー）が作成する『コンプライアンス・リーダーチェックシート』にて確認しました。また、コンプライアンス・リーダーに対し、半期に1回のコンプライアンス講習を実施。それ以外でも啓発・教育講習を企画・実施し、コンプライアンス体制の維持、強化を図っています。

- ニ 監査部とコンプライアンス統括室が連携して、業務監査に併せて本社各部、店舗及び海外・国内子会社についてコンプライアンス監査を実施しました。また、その監査結果について取締役会及び監査役会に報告しました。
- ホ 取締役及び使用人が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合の通報・相談窓口として「ほっとライン」（社内窓口及び弁護士による社外窓口）を設置しています。また、通報のあった事案については解決に努め、再発防止策として関連部署を交えた対応策の検討を行っており、その内容について「コンプライアンス通信」を作成・配布し全社員に周知を図っています。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【基本方針の内容】

- イ 当社の取締役の職務執行に係る文書又は電磁的記録による情報については、法令及び「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、取締役及び監査役は必要に応じて閲覧できるものとする。
- ロ 当社は、業務上取り扱う情報や知り得た情報を適切に保存・管理する観点から、「情報システム管理規程」、「個人情報保護基本規程」、「情報システムセキュリティ管理細則」、「インサイダー取引防止規程」、「営業秘密管理規程」等の社内規程を定め、適切な情報管理の運営を行う。

【運用状況の概要】

- イ 取締役会議事録等の法定文書については、法令及び文書管理規程に基づき作成し、閲覧可能な状態に保存・管理をしています。
- ロ 2018年度は、動画配信等により、全社員に対し個人情報保護教育を2回実施しました。また、情報セキュリティ対策として、標的型攻撃メールを想定した実地訓練を6回実施するとともに、情報セキュリティに対する意識向上を目的とした勉強会を開催しました。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【基本方針の内容】

- イ 当社は、各本部のリスク管理を統括する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、担当取締役を置く。リスクマネジメント委員会は、「リスクマネジメント基本規程」に従い、外部環境や経営環境の変化に伴い発生することが予想される様々な全社的リスクに適切に対応するため、リスク管理体制の構築と運用を行う。各部署は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、各部署は自部署のリスクについての管理を行うとともに定期的な見直しを実施する。
- ロ 当社は、リスクが顕在化した際は「危機管理基本規程」に従い代表取締役社長を最高責任者とした危機管理対策本部を設置し、損害の拡大防止、速やかな危機の収束を図る。
- ハ 当社は、大規模災害時に備えて、「事業継続計画（BCP）規程」に基づき、情報システム・重要な情報のバックアップ及び一定量の棚卸資産の別所での保管等の措置を講じる。

【運用状況の概要】

- イ リスクマネジメント委員会にて、当社において想定されるリスクの管理を行っています。2018年度はリスクマネジメント委員会の下でワーキンググループミーティングを10回開催しました。また、クライシス・マネジメントの取組みとして、役員及び部責を対象とし、外部講師を招いて危機管理研修会や地震発生を想定した危機管理訓練を実施しました。
- ロ 大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、代表取締役社長を最高責任者とした危機管理対策本部を設置し、対応にあたることとしています。2018年度は大規模な事故、災害、不祥事等は発生していません。
- ハ 基幹システム、社内イントラネット、会計データ、ファイルサーバー等の情報については定期的にバックアップを取っています。また、備品在庫については、他社倉庫2拠点に加え、当社商品物流センター（新潟県村上市）にて、一定量の保管をしています。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【基本方針の内容】

- イ 当社の取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、その浸透を図るとともにこの目標に基づく中期経営計画を策定する。また、取締役会はその具体化のため毎期の事業計画と予算を設定する。
- ロ 月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムによって迅速に管理会計としてデータ化し、経営企画部が取締役に報告する。
- ハ 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を進め、かつそれぞれの機能強化を図るため、執行役員制度を導入するものとする。
- ニ 当社は、組織的かつ効率的な業務遂行のために、各組織並びに各職位の責任と権限を明確にした「職務権限規程」を制定するものとする。

【運用状況の概要】

- イ 2019年3月に、2017年度に策定した中期経営計画「アートネイチャーREBORNプラン」及びその戦略方針を適用することとしたうえで、2019年度予算及び事業計画を策定し、取締役会にて承認を得ました。
- ロ 予算管理システムを活用し、予算管理の効率化を実施しています。また、月次決算を毎月の定例取締役会に報告しています。
- ハ 当社は2008年4月に執行役員制度を導入しました。2019年4月1日現在11名（取締役兼任者、上席執行役員含む）を任命し、業務執行の迅速化を図っています。
- ニ 2018年6月の組織改正（営業本部の再編）を踏まえ、関連諸規程の改定を実施しました。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 【基本方針の内容】

- イ グループ会社の取締役の職務執行は、法令及び「取締役会規程」に従い取締役会が監督するとともに、法令に従い監査役が監査を行い、監査報告書を作成する。
- ロ グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として、経営理念、社是及び「アートネイチャーグループの行動規範」を定め、これを基礎として、各グループ会社で諸規程を定めるものとする。
- ハ グループ会社は、「関係会社管理規程」に従い、事業運営に関する一定の重要事項について当社の経営会議での審議及び取締役会への付議又は報告を行う。
- ニ 当社の監査部は各グループ会社の内部監査を実施し、その結果を各グループ会社の社長及び当社の取締役会・監査役に報告するものとする。当社取締役会及び監査役会は、必要に応じて、各グループ会社に対して改善を求めるものとする。
- ホ グループ会社の取締役及び監査役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、グループ会社のみならず、当社の取締役会及び監査役に報告するものとする。
- ヘ 当社の監査役は必要に応じてグループ会社の調査を行うとともに、必要と判断する事項について当社の監査部に調査を依頼することができる。
- ト 経営企画部は、グループ会社の自主性を尊重しつつ、四半期毎に予算及び事業計画の執行状況を確認する。
- チ 当社及びグループ会社は、その主要業務について、定期的に内部統制の有効性について自己点検・自己評価（日常的モニタリング）を行い、重大な問題がある場合は当社の取締役会及び監査役に報告するものとする。当社の取締役会及び監査役会は、報告内容を審議し、必要があると認める場合は、当該関係部署の部責又はグループ会社社長に更なる改善措置を求めるものとする。
- リ グループ会社は、「関係会社管理規程」に基づき、重大なクレーム、その他の事故が発生した場合には当社の取締役会へ報告するものとする。
- ヌ 当社は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人が共有するグループ全社での目標を定め、その浸透を図るとともにこの目標に基づく中期経営計画を策定する。

【運用状況の概要】

- イ グループ会社取締役の職務の執行については取締役会が監督するとともに、法令に従い監査役が監査を行い、監査報告書を作成しています。
- ロ 経営理念、社是及び「アートネイチャーグループの行動規範」を基礎として、各グループ会社で諸規程を定めています。
- ハ 「関係会社管理規程」に従い、必要事項を当社の取締役会に付議又は報告をしています。その他の事項については海外・国内子会社との月例子会社会議で協議又は報告をしています。
- ニ 2018年度については、グループ会社10社の内部監査について監査部が業務の執行状況の監査を行い、その結果を当社の取締役会及び監査役会に報告しました。
- ホ 2018年度については、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項はありませんでした。
- ヘ 常勤監査役は、2018年度グループ会社の監査について、7社の調査を監査部に依頼し、その結果について報告を受けました。
- ト 経営企画部は、子会社との定例会議及び月次業績報告等により、子会社から定期的ないし随時報告を受け、執行状況を確認しています。
- チ 「日常的モニタリング実施規程」に基づき、今期は当社及び海外子会社2社の主要業務について内部統制の有効性を自己点検し、担当役員に報告しました。現状重大な問題はありません。
- リ 「関係会社管理規程」に従い、重大なクレーム、その他の事故が発生した場合には当社の取締役会に報告する体制を整備していますが、2018年度は重大なクレーム、その他事故等はありませんでした。
- ヌ 当社グループ会社の目標を定めた中期経営計画を策定し、浸透を図っています。

⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

【基本方針の内容】

当社は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、監査役の意見を尊重したうえで監査役室に1名以上の使用人を必要に応じて配置する。

【運用状況の概要】

監査役室の設置とともに、監査役室スタッフとして1名を配置しています。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

【基本方針の内容】

- イ 監査役室に所属する使用人の人事評価は常勤監査役が行う。
- ロ 監査役室に所属する使用人の解任、懲戒、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前の同意を得て行うものとする。
- ハ 監査役室に所属する使用人は、取締役からの独立性の確保に留意し、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。
- ニ 監査役室に所属する使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令のみに従うものとする。

【運用状況の概要】

- イ 監査役室スタッフの人事評価は、常勤監査役が実施しています。
- ロ 監査役室スタッフの解任、懲戒、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の事前の同意を得て行っています。
- ハ 監査役室スタッフは専任であり、業務の執行に係る兼務はありません。
- ニ 監査役室スタッフは常勤監査役の指揮命令の下、業務の執行を行っています。

⑧ 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

【基本方針の内容】

- イ 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく当社の監査役に報告するものとする。
 - (ア) 全社的に影響を及ぼす重要事項に関し取締役会が決定した事項
 - (イ) 監査部による各グループ会社の内部監査の結果
 - (ウ) コンプライアンス統括室が運営するコンプライアンス「ほっとライン」への通報状況
 - (エ) 当社の取締役若しくは使用人、又は、グループ会社の取締役、監査役若しくは使用人が発見した「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項」、「重大な法令違反となる行為又はそのおそれのある行為」及び「定款に違反する又はそのおそれのある職務執行の事実」
- ロ 「ほっとライン規程」において、通報者が通報したことにより不利益な取扱いを受けないことを定めるものとする。

【運用状況の概要】

イ 以下のとおり当該事項について報告しています。

- (ア) 取締役会が決定した全社的に影響を及ぼす重要事項について、当社の監査役に遅滞なく報告しています。
 - (イ) 監査部による各グループ会社の内部監査の結果については、四半期毎に当社の監査役会及び取締役会に報告しています。
 - (ウ) 事務局のコンプライアンス統括室は、コンプライアンス委員会のメンバーに対し、「ほっとライン」の通報状況について、半期毎に報告しています。
 - (エ) 2018年度は「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項」、「重大な法令違反となる行為又はそのおそれのある行為」及び「定款に違反する又はそのおそれのある職務執行の事実」はありませんでした。
- ロ 「ほっとライン規程」において、通報者が通報したことにより不利益な取扱いを受けないことを定めており、問題の解決にあたる際には、通報者の匿名性を確保しています。

⑨ 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【基本方針の内容】

- イ 当社は、監査業務の実効性を高めるため、社外監査役には、弁護士・公認会計士などの専門知識を有する人材を登用するものとする。
- ロ 当社の取締役及び監査役は、定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題や会社を取り巻くリスク等、重要課題について意見交換を行う。
- ハ 当社の監査役は、効率的な監査を行うため、会計監査人及び監査部と意見交換を行う。
- ニ 当社の監査役は、法令で定められた会議のほか、必要に応じて、重要な会議に出席できるものとする。
- ホ 当社の取締役及び使用人は、監査役より会社情報の提供を求められたときには、遅滞なく提供を行うものとする。
- ヘ 当社は、監査役が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。また、監査役が、その職務を遂行するために、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

【運用状況の概要】

- イ 2名の社外監査役の内1名は弁護士、もう1名は公認会計士であり、各々法律、会計に関する専門知識を有しています。

- 2018年度は、取締役及び監査役は定期的な会合を持ち、会社に対処すべき課題や会社を取り巻くリスク等、重要な課題について意見交換を行っています。常勤監査役は、2018年度は定期・不定期を含め、取締役と20回以上の情報・意見交換を行いました。
- ハ 監査役（会）は、2018年度は会計監査人と13回、及び監査部と35回の意見交換を行いました。
- ニ 常勤監査役は、取締役会の他、経営会議、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席をしています。
- ホ 監査役より会社情報の提供を求められたときには、遅滞なく提供を行っています。
- ヘ 監査役が職務の執行について費用の前払い等を請求したときは、会社法第388条に基づき速やかに当該費用又は債務を処理しています。また、監査役が、その職務を遂行するために、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を当社が負担するように定めていますが、2018年度については、該当ありませんでした。

⑩ 財務報告の適正性を確保する体制

【基本方針の内容】

各グループ会社は、グループ会社の財務報告に関する信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備、運用するとともに、その体制及び運用状況を継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

【運用状況の概要】

全社的內部統制、決算財務報告プロセスについては、当社及び海外子会社2社、加えて当社においては業務プロセス、IT統制についても財務報告に係る内部統制の整備状況・運用状況を監査部が評価するとともに、外部監査人の評価も受けています。両者の評価状況・指摘事項・改善状況は監査部より四半期毎に取締役会及び監査役会に報告しています。

⑪ 反社会的勢力を排除するための体制

【基本方針の内容】

当社は反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当要求にも応じない。当社は、不当要求の対応を所管する部署を総務部と定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る社内規程等の体制整備を行い、反社会的勢力に対しては所轄の警察署、顧問弁護士等関連機関と連携して情報収集を行い、組織的に毅然たる対応をする。

【運用状況の概要】

「代々木地区特殊暴力防止対策協議会」に継続入会しており、定例会に6回参加しました。また、「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」主催の研修会に2回参加し、反社会的勢力に関する情報収集をしました。2018年度は対象事案の発生はありませんでした。

(6) コーポレートガバナンス・コードへの対応

① 基本的な考え方

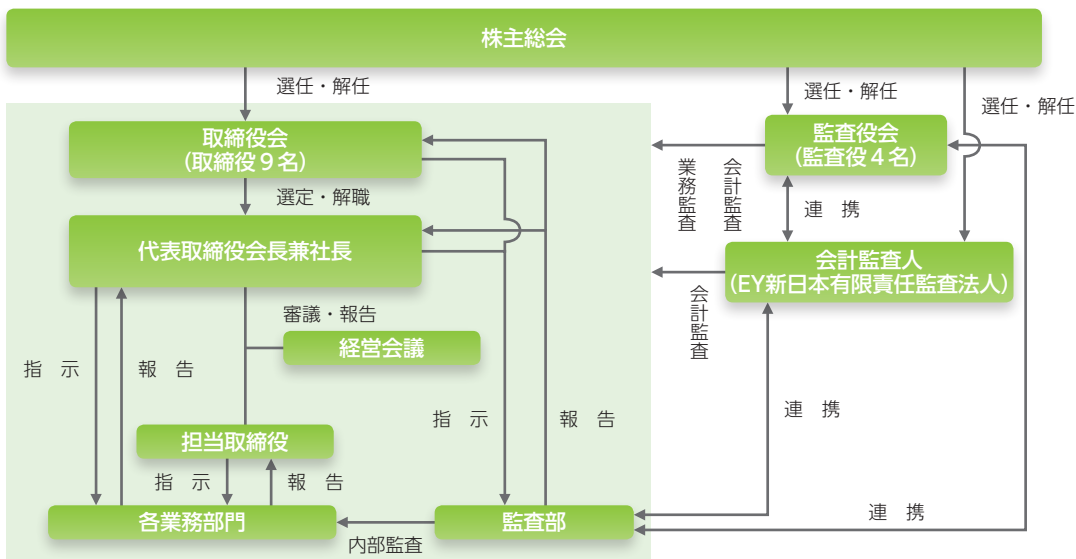
当社グループは、「ふやしたいのは、笑顔です。」をモットーに、髪に関して悩みを抱えている一人ひとりのお客様に最も適した製品、サービスを提供することにより、お客様に満足頂ける毛髪文化を創造することを経営理念としております。

この理念に沿って、当社グループの持続的な発展を追求するとともに、適正な利益を確保することによって、株主・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーと共に繁栄する企業を目指しております。これを実践するために、コーポレート・ガバナンスの充実に努めるとともに、法令を遵守するコンプライアンス経営を推進いたします。

② 基本方針

- イ 株主の権利・平等性の確保に努めます。
- ロ 株主以外のステークホルダー（お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員等）との適切な協働に努めます。
- ハ 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- ニ 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- ホ 株主との建設的な対話に努めます。

(当社のコーポレート・ガバナンス体制の概略は以下のとおりであります。)



(7) 株式会社の支配に関する基本方針

当社が企業価値の維持・向上を実現するためには、中長期的な経営戦略に基づき、商品開発力の強化、人材の育成、グループ経営によるコスト低減、生産性向上を目指した事業展開を実施する等の種々の施策に継続的に取り組むことが必要であり、また株主、取引先、従業員、地域住民等のステークホルダーとの信頼関係を維持していくことが不可欠であると考えております。

上記施策の継続的実施や取引先を始めとするステークホルダーとの信頼関係の維持が当社の株式の買付を行う者によって中長期的に確保されない場合は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社取締役会は、上記の施策の継続的な実施、及び取引先を始めとするステークホルダーとの信頼関係の維持が確保されない、即ち、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量取得や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

現在のところ、当社の株式を大量に取得しようとする者の存在によって当社に具体的な脅威が発生している訳ではなく、また、当社として、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

しかしながら、当社としましては、株主・投資家の皆様から負託されました当然の責務として、当社株式取引や株主の異動を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と判断する措置を取るものとします。

具体的には、社外の専門家を含めて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えるものとします。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、経営基盤の強化、財務体質の強化及び将来の事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、株主への安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とします。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保資金につきましては厳しい競合他社との競争に打ち勝っていくため、他社との差別化、営業力強化を図るべく店舗の移転・リニューアル、システム等に有効投資してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

○ 連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

単位：百万円

科 目	当年度	[ご参考] 前年度	科 目	当年度	[ご参考] 前年度
資産の部			負債の部		
流動資産	25,206	23,426	流動負債	11,213	9,788
現金及び預金	18,275	16,530	買掛金	210	151
受取手形及び売掛金	—	2,895	1年内返済予定の長期借入金	398	400
売掛金	3,109	—	未払金	2,368	2,413
有価証券	42	140	未払法人税等	1,198	162
商品及び製品	1,430	1,385	前受金	4,770	4,576
仕掛品	129	105	賞与引当金	878	845
原材料及び貯蔵品	1,324	1,510	役員賞与引当金	132	110
前払費用	675	632	商品保証引当金	35	39
その他	226	226	ポイント引当金	93	93
貸倒引当金	△7	△1	その他	1,126	995
固定資産	17,764	17,462	固定負債	6,989	7,077
有形固定資産	9,282	9,167	長期借入金	—	398
建物及び構築物	5,285	5,210	退職給付に係る負債	3,714	3,472
機械装置及び運搬具	21	24	資産除去債務	1,400	1,332
土地	3,525	3,530	その他	1,874	1,873
建設仮勘定	95	—	負債合計	18,203	16,866
その他	355	402	純資産の部		
無形固定資産	744	846	株主資本	24,775	23,963
その他	744	846	資本金	3,667	3,667
投資その他の資産	7,737	7,447	資本剰余金	3,557	3,557
投資有価証券	2,056	2,064	利益剰余金	18,510	17,560
繰延税金資産	3,029	2,752	自己株式	△960	△821
保証金及び敷金	2,343	2,352	その他の包括利益累計額	△119	△16
退職給付に係る資産	15	13	その他有価証券評価差額金	1	1
その他	348	321	為替換算調整勘定	△3	88
貸倒引当金	△56	△56	退職給付に係る調整累計額	△117	△106
資産合計	42,971	40,888	新株予約権	99	61
			非支配株主持分	12	13
			純資産合計	24,767	24,021
			負債純資産合計	42,971	40,888

○ 連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	当年度	[ご参考] 前年度
売上高	37,985	37,254
売上原価	11,756	11,594
売上総利益	26,228	25,659
販売費及び一般管理費	23,001	23,080
営業利益	3,227	2,579
営業外収益	140	206
受取利息	78	75
受取手数料	15	18
為替差益	21	15
保険返戻金	-	59
その他	25	36
営業外費用	59	78
支払利息	4	6
投資有価証券償還損	-	9
支払保証料	44	52
その他	11	9
経常利益	3,308	2,707
特別利益	0	0
固定資産売却益	0	0
特別損失	307	1,364
固定資産除却損	0	1
減損損失	307	1,266
関係会社株式売却損	-	96
税金等調整前当期純利益	3,000	1,343
法人税、住民税及び事業税	1,408	646
法人税等調整額	△272	△200
当期純利益	1,864	897
非支配株主に帰属する当期純利益	0	0
親会社株主に帰属する当期純利益	1,864	897

○ 連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日残高	3,667	3,557	17,560	△821	23,963
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△913		△913
親会社株主に帰属する当期純利益			1,864		1,864
自己株式の取得				△147	△147
自己株式の処分		△0		8	8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	950	△138	811
2019年3月31日残高	3,667	3,557	18,510	△960	24,775

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
2018年4月1日残高	1	88	△106	△16	61	13	24,021
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△913
親会社株主に帰属する当期純利益							1,864
自己株式の取得							△147
自己株式の処分							8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	0	△91	△11	△102	37	△0	△65
連結会計年度中の変動額合計	0	△91	△11	△102	37	△0	746
2019年3月31日残高	1	△3	△117	△119	99	12	24,767

○ 貸借対照表 (2019年3月31日現在)

単位：百万円

科 目	当年度	[ご参考] 前年度	科 目	当年度	[ご参考] 前年度
資産の部			負債の部		
流動資産	23,716	22,125	流動負債	10,642	9,282
現金及び預金	17,211	15,759	買掛金	258	172
受取手形	—	0	1年内返済予定の長期借入金	398	400
売掛金	3,086	2,880	リース債務	7	19
商品	1,378	1,319	未払金	2,352	2,397
貯蔵品	1,185	1,356	未払費用	539	615
前払費用	646	608	未払法人税等	1,176	148
その他	215	201	未払消費税等	244	121
貸倒引当金	△7	△1	前受金	4,279	4,144
			預り金	230	161
固定資産	18,457	17,931	賞与引当金	878	845
有形固定資産	8,972	8,816	役員賞与引当金	132	110
建物	5,003	4,923	商品保証引当金	35	39
構築物	73	49	ポイント引当金	93	93
機械及び装置	0	0	その他	13	11
車両運搬具	0	0	固定負債	6,814	6,918
工具器具備品	322	319	長期借入金	—	398
土地	3,453	3,453	リース債務	—	7
リース資産	23	69	退職給付引当金	3,543	3,316
建設仮勘定	95	—	資産除去債務	1,400	1,332
無形固定資産	737	833	その他	1,871	1,863
ソフトウェア	619	740	負債合計	17,457	16,200
リース資産	11	15	純資産の部		
その他	106	77	株主資本	24,616	23,793
投資その他の資産	8,747	8,281	資本金	3,667	3,667
投資有価証券	2,056	2,064	資本剰余金	3,557	3,557
関係会社株式	1,133	937	資本準備金	3,554	3,554
出資金	0	0	その他資本剰余金	3	3
長期貸付金	339	297	利益剰余金	18,351	17,389
長期前払費用	4	9	利益準備金	88	88
繰延税金資産	2,997	2,725	その他利益剰余金	18,262	17,301
保証金及び敷金	2,335	2,345	別途積立金	3,000	3,000
会員権	90	90	繰越利益剰余金	15,262	14,301
貸倒引当金	△211	△189	自己株式	△960	△821
資産合計	42,174	40,056	評価・換算差額等	1	1
			その他有価証券評価差額金	1	1
			新株予約権	99	61
			純資産合計	24,716	23,856
			負債純資産合計	42,174	40,056

○ 損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	当年度	[ご参考] 前年度
売上高	37,760	37,047
売上原価	11,910	11,653
売上総利益	25,849	25,394
販売費及び一般管理費	22,659	22,585
営業利益	3,190	2,808
営業外収益	157	207
受取利息	80	98
為替差益	15	2
受取手数料	15	18
保険返戻金	-	59
その他	45	28
営業外費用	82	264
支払利息	4	6
貸倒引当金繰入額	23	187
支払保証料	44	52
その他	10	18
経常利益	3,265	2,751
特別利益	-	-
特別損失	305	1,849
固定資産除却損	0	1
減損損失	305	584
関係会社株式売却損	-	790
関係会社株式評価損	-	473
税引前当期純利益	2,959	901
法人税、住民税及び事業税	1,357	615
法人税等調整額	△272	△198
当期純利益	1,875	483

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	
2018年4月1日残高	3,667	3,554	3	3,557	88	3,000	14,301	17,389
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△913	△913
当期純利益							1,875	1,875
自己株式の取得								
自己株式の処分				△0	△0			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	△0	△0	-	-	961	961
2019年3月31日残高	3,667	3,554	3	3,557	88	3,000	15,262	18,351

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2018年4月1日残高	△821	23,793	1	1	61	23,856
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△913				△913
当期純利益		1,875				1,875
自己株式の取得	△147	△147				△147
自己株式の処分	8	8				8
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			0	0	37	37
事業年度中の変動額合計	△138	822	0	0	37	860
2019年3月31日残高	△960	24,616	1	1	99	24,716

○ 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社アートネイチャー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯 浅 信 好[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫛 田 達 也[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アートネイチャーの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アートネイチャー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

○ 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社アートネイチャー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯 浅 信 好 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 櫛 田 達 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アートネイチャーの2018年4月1日から2019年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

○ 監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告をいたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査担当部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている当社財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

特に記載すべき重要な後発事象はございません。

2019年5月17日

株式会社アートネイチャー 監査役会

常勤監査役	松島俊一	㊞
常勤監査役	小林芳雄	㊞
社外監査役	長谷川裕昭	㊞
社外監査役	檜山聡	㊞

以上

(ご参考)

中期経営計画

「アートネイチャーREBORNプラン」について

当社は、2018年3月期を初年度とする3カ年計画「アートネイチャーREBORNプラン」を策定しましたが、これまでの振り返りと共に最終年度の取組みについて、ご案内申し上げます。

アートネイチャーREBORNプランとは

「お客様満足」「体制革新」「人材育成」「従業員満足」を中心に取組み、お客様の数を拡大させていくことで売上高を増強し、より筋肉質なコスト構造に切り替え、効率的かつ効果的な収益体質とすることで、2020年4月以降の安定的な成長を目指します

「アートネイチャーREBORNプラン」これまでの振り返りと最終年度に向けて

これまでの振り返り

1年目
2018年3月期

業績回復への土台づくり

⇒ 適正な業績水準を見極めると共に
これまでの営業基盤や体制を整備

- ・営業基盤の整備など主要施策に課題を残すも業績計画は概ね達成
- ・当社グループのコスト構造を改善すべく、生産子会社であるカンボジア社を譲渡

2年目
2019年3月期

増収増益への転換

⇒ 営業基盤を安定的に拡大させると
共に新領域へ踏み出す体制を整備

- ・営業基盤の拡大は期待値には及ばないが一定の成果をあげ、5年ぶりの増収増益を達成
- ・営業本部の統合により、女性向けウィッグの営業体制を一本化し、営業の活性化と効率化を図る

最終年度の方針

3年目
2020年3月期

業績を回復基調へ

⇒ 営業基盤を継続的に拡大させると共に新領域へ踏み出す

- ・「アートネイチャーの真のファン」を増やすべく新規顧客の獲得と既存顧客の安定化に注力し、営業基盤を継続的に拡大させる
- ・本部及び店舗の生産性を向上させる
- ・新領域の事業へ踏み出す

2020年3月期計画（当初計画）

売上高	393億円（409億円）
売上高経常利益率	8.7%（6.8%）
自己資本当期純利益率（ROE）	8.0%（6.5%）

(ご参考)

事業別戦略

アートネイチャーの「真のファン」を増やし、さらなる成長を目指します

メンズ

Men's ▶ 営業基盤を着実に拡大させ、安定したリピート売上を実現します。

今期も引き続き当社の「真のファン」を増やすことで、営業基盤のさらなる拡大に注力します。新規のお客様獲得へ向けては、若年層向けのネット媒体による訴求を強化し、商談数向上のためのWEB環境の整備等にも取り組めます。

既存のお客様に向けては、シニア層のみならず若年層に向けた各種の定着施策を展開し、引き続きお客様毎のベストなタイミングでの商品提案を実践していきます。これらの施策により、今期売上高223億円を達成します。

レディース

Ladies' ▶ お客様満足度を追求し、長期的かつ継続的な関係を構築します。

今期も引き続きお客様満足度を追求することで、継続的に長くお付き合いいただけるよう取り組めます。新規のお客様獲得に向けては、展示・試着会の開催時期やイベント内容等の工夫により、さらなる集客力強化に取り組めます。既存のお客様に向けては、新たなサービス、イベント、制度の拡充等を通じたアフターフォローを徹底

し、お客様との関係を強化します。また、ジュリア・オージェ事業については、店舗や地域に合わせた販促策や感謝デーの設定等による集客力の強化と、新たな店舗運営体制の導入による迅速かつ効率的な対応で、お客様の増強に努めます。これらの施策により、今期売上高149億円を達成します。

オンライン

Online ▶ 商品の拡充と販路の拡大で業績拡大を目指します。

当社サロンへご来店いただく機会のない方も高品質なヘアケア商品をいつでも気軽にご購入いただけるよう、自社通販サイトなどのさまざまな販路で販売しており、今期もさらなる成長を目指しております。自社通販サイトにおいては、新商品の投入により商品ラインアップを

増やし、さまざまなお客様のニーズに応えることで、新規のお客様を増強し、既存のお客様を活性化します。その他、当社商品を取り扱うECサイトを増やす等、販路の拡大にも積極的に取り組み、業績拡大を目指します。

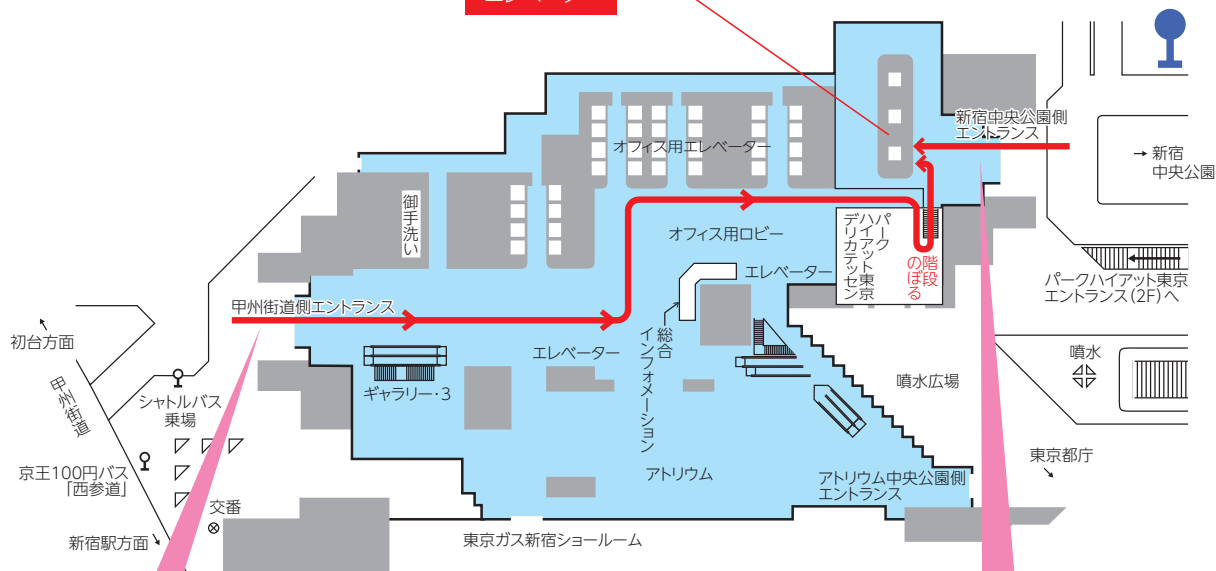
パークハイアット東京 会場ご案内図

会場：
39階 ボールルーム

新宿WEバス
「パークハイアット東京前」



会場への
エレベーター



新宿駅
京王新線初台駅 より

新宿WEバス
「パークハイアット東京前」
都営大江戸線都庁前駅 より

● 株主総会会場のご案内

会場 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー パークハイアット東京
 39階 ボールルーム

交通のご案内

- JR線・小田急線 **新宿駅** 下車 **南口** …………… 徒歩約13分
- 京王新線 **初台駅** 下車 **東口** …………… 徒歩約10分
- 都営大江戸線 **都庁前駅** 下車 **A4出口** …………… 徒歩約7分



会場付近略図



◀◀◀ 39階 ボールルームへの
 フロア案内図は、
 前ページをご覧ください。

新宿駅から 「WEバス」が便利です。

新宿駅西口 京王バス21番乗場より
 新宿WEバス 西ルート乗車

「パークハイアット東京前」下車 (5~10分で到着)

ヨドバシカメラ 明治安田生命ビル

21番乗場
 新宿WEバス(西ルート)
 運賃100円

22番乗場 京王百貨店 20番乗場 新宿駅 西口

時刻表	8時	33	41	49	55
	9時	6	16	29	45

UD FONT ユニバーサルデザイン(UD)の
 考えに基づいた
 見やすいデザインの文字を
 採用しています。

